



210

公社近畿公取発第84号

平成29年6月8日

構成団体長 各位



公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会

会長 松尾 信明

規約違反事業者への新たな対応について（周知ご依頼）

平素より、当協議会の事業運営に特段のご支援を賜り誠に厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は平成29年度事業計画に則り、インターネットの「おとり広告」の問題を最重要課題と位置づけ、引き続き「不動産の表示に関する公正競争規約」（以下「規約」という）の普及啓発・周知徹底を図りながら、鋭意、インターネットの「おとり広告」等の未然防止とその改善・排除に取り組んでおります。

しかしながら、インターネットの「おとり広告」等の重大な規約違反は後を絶たず、テレビや新聞のマスコミからも社会的問題として非難を受けている状況です。

このため、規約に違反する事業者への新たな対応として、当協議会が「おとり広告」や重大な不当表示により違約金課徴及び嚴重警告を講じた事業者については、首都圏の「ポータルサイト広告適正化部会」（別紙）と連携して、部会各社が運営する不動産情報サイトへの広告掲載を原則、1か月間以上停止するなどの処分を行うこととし、また、この新たな対応の実施については、平成29年8月度の措置分から開始することといたします。

なお、今般の施策は、部会各社の規定等に基づき行われ、掲載停止期間を設けることによって、消費者への「おとり広告」等の被害拡大を防ぎ、対象となった事業者は当該期間内に掲載物件情報等のメンテナンスを確実に実施するとともに、広告業務の体制を整えることを通じて、規約遵守の意識の向上を強く図り、さらには、適正な広告表示を行っている大多数の事業者の利益を確保するために行うものです。

従いまして、貴会におかれましても、規約違反事業者への新たな対応について、ご理解、ご協力を賜り、貴会傘下の事業者にその旨を周知徹底していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

ポータルサイト広告適正化部会(首都圏) 構成会社

会社名	運営サイト名
アットホーム株式会社	at home
株式会社CHINTAI	CHINTAI
株式会社マイナビ	マイナビ賃貸
株式会社LIFULL	LIFULL HOME'S
株式会社リクルート住まいカンパニー	SUUMO